

平成 29 年度 岡山大学大学院法務研究科

法学既修者入試 B 日程 試験問題

## 民事法系（民法、民事訴訟法、商法）

### 解答上の注意

1. この問題冊子は、表紙を含め 4 枚である。
2. 問題は、問題 1～問題 3 までである（さらに小問がある）。配点は、問題 1 が 80 点、問題 2 が 35 点、問題 3 が 35 点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、3 枚が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「民事法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 試験終了後、解答用紙と貸与した穴法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
8. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題 1】 以下の〔事実〕（１）から（４）を前提として、下記の〔問 1〕および〔問 2〕に解答しなさい。なお、〔問 1〕と〔問 2〕とは、それぞれ独立した問いである。解答の冒頭に「問題 1」と記入すること。

〔事実〕

- （１）2016 年 7 月 1 日、A は、岡山市に土地（以下、「甲土地」とする）を所有しており、不動産登記簿上も A を所有者とする登記が行われていた。
- （２）同日、甲土地について、A を売主、B を買主、代金を 1000 万円とする売買契約（以下、「本件売買契約①」とする）が、AB 間で締結された。本件売買契約①においては、同日、A と B とが共同で登記申請を行うこと、代金のうち 500 万円は、同日に、残代金 500 万円は、同月末までに B が A に支払うことが合意された。
- （３）同日、B は A に代金 500 万円を支払い、A から B に甲土地が引き渡された。また、A と B とが共同で登記申請を行った結果として、同月末ごろ、甲土地について、A から B に売買を原因とする所有権移転登記が行われた。
- （４）同年 9 月 10 日、甲土地について、B を売主、C を買主、代金を 1200 万円とする売買契約（以下、「本件売買契約②」とする）が、BC 間で締結された。同日、C は B に 1200 万円を支払い、B から C に甲土地が引き渡された。

〔問 1〕

本件売買契約①は、A が B から脅されて、甲土地の売却に応じる旨の意思表示をした結果として締結されたものであった。A は、本件売買契約①をなかったことにしたいと考えている。本件売買契約①をなかったことにするために A が単独で（B の承諾を得ることなく）行うことができる行為は、どのようなものであるのかを明らかにした上で、A が、そのような行為を 2016 年 9 月 15 日に行った場合の、同月 20 日における甲土地をめぐる A と C の法律関係を説明しなさい。

〔問 2〕

A は、2016 年 8 月に入ってから、B に対して、残代金 500 万円の支払を求めたものの、B がこれに応じないことから、本件売買契約①をなかったことにしたいと考えている。本件売買契約①をなかったことにするために A が単独で（B の承諾を得ることなく）行うことができる行為は、どのようなものであるのかを明らかにした上で、A が、そのような行為を 2016 年 9 月 5 日に行った場合の、同月 20 日における甲土地をめぐる A と C の法律関係を説明しなさい。

《問題 1 以上》《次頁に続く》

**【問題 2】** 次の〔問 1〕および〔問 2〕に解答しなさい。解答は、**【問題 1】**を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 2」と記入すること。

〔問 1〕

以下の概念について、簡潔に説明しなさい。

(1) 直接主義

(2) 共同訴訟人独立の原則

〔問 2〕

Xが、ある土地（以下、「甲地」という）について、Y（甲地の不法占有者）を被告として、所有権の確認を求める訴え（以下、「本訴」という）を提起した。本訴において、Xの請求を認容する旨の判決（以下、「本訴判決」という）がなされ、それが確定した。その後、Xが、Yを被告として、甲地について、所有権に基づく明渡しを求める訴え（以下、「後訴」という）を提起した。後訴に対して、本訴判決の既判力は、どのように作用するか。論拠を示して説明しなさい。なお、本訴判決の基準時以降、甲地に関して実体関係の変動がないことを前提として検討しなさい。

《問題 2 以上》

《次頁に続く》

**【問題 3】** 次の〔問 1〕および〔問 2〕に解答しなさい。解答は、**【問題 1】**  
**【問題 2】**を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 3」と記入すること。

〔問 1〕 下記の（1）および（2）に簡潔に解答しなさい。

（1）取締役会設置会社の株主総会で支店の設置を決議することができるか。

（2）取締役会の招集に際し、招集通知に議題を示すことを要するか。なぜか。

〔問 2〕

X 株式会社（監査役を置く取締役会設置会社。以下「X」）の代表取締役 A は個人的借金返済に迫られ、その返済資金調達のため、X の取引先の一つである Y 株式会社（取締役会非設置会社。以下「Y」）から 1000 万円を借入れた。借入れにあたり、A は Y の要求に応じて、A の債務を保証するため X の取締役会の承認を得ずに、X を債務者とする額面 1030 万円の約束手形（以下「本件手形」）を Y に振出した。本件手形の振出しに際し、A は X の取締役会承認のない旨を Y に告げていた。X は Y に対し、本件手形の手形金支払債務を負うか。

《問題 3 以上》

《民事法系問題 以上》

【出題意図】

問題 1

[問 1]

強迫による意思表示をした者と取消前の第三者の法律関係を問うものである。

[問 2]

債務不履行解除をした者と解除後の第三者の法律関係を問うものである。

問題 2

[問 1]

(1) 口頭弁論の原則の一つである直接主義についての理解を問う問題である。

(2) 民訴 39 条についての理解を問う問題である。

[問 2]

既判力の作用についての理解を問う問題である。

問題 3

[問 1]

問 1 は、会社法の諸規定（その趣旨も含む）の正確な理解を問う問題である。

[問 2]

問 2 は、取締役と会社との利益相反取引（間接取引）の効力に関する問題である。判例法理（最大判昭和 43・12・25 民集 22 卷 13 号 3511 頁）を意識した論述が期待される。